

青森県プログラミング教育研究会 会則

令和元年度

[名称・所在地]

第1条 本会は、青森県プログラミング教育研究会と称し、事務局を会長指定の場所におく。

[目的・事業]

第2条 本会は、プログラミング教育についての理論および実践の研究や調査、情報交換等を行い、青森県におけるプログラミング教育の充実・振興を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために主として次の事業を行う。

- 1 プログラミング教育に関する調査・研究ならびに資料の収集
- 2 講演会・研究会・研修会・協議会・講演会等の開催
- 3 各種機関・団体との連携・提携
- 4 研究物等の発行
- 5 その他必要と認められる事業

[組織・会員]

第4条 本会は、青森県内の教職員等で組織する。

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長
- 2 副会長
- 3 事務局長
- 4 会計監査

第6条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。
- 3 事務局長は、事務局を代表し、本会の実務の中核となる。
- 4 会計監査は、会計を監査する。

第7条 本会の役員の任期は、次の通りとする。

- 1 役員の任期は1箇年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 役員に事故ある時は、会長の指名もしくは役員内の互選で前任者の残存期間を任期として代理者を置くことができる。

第8条 本会の役員の推薦により、顧問及び参与を置くことができる。

第9条 本会の役員は総会で選出する。

第10条 本会には次の会議を置く。

- 1 総会
- 2 役員会

第11条 本会の会議について、次の通りとする。

- 1 定期総会は、毎年1回会長が招集する。事業報告、決算及び次年度予算、事業計画、役員承認、規約の変更、その他の必要な事項を決議する。

- 2 臨時総会は、会長がこれを必要と認めたとき、または会員の 1/3 以上の要求があった時、会長がこれを招集する。
- 3 総会は全会員をもって構成し、会員の 1/2 以上の出席をもって成立する。
- 4 役員会は、会長がこれを必要と認めた時に招集する。

第 12 条 議長は出席者の過半数の同意によりこれを決し、賛否同数の場合は議長がこれを決める。

[会計]

第 13 条 本会の経費は、会費及び助成金・寄付金・雑収入をもってこれに充てる。

第 14 条 本会の会費は、年額 1,000 円とする。会計年度の途中で退会しても、会費は返金しない。

第 15 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附則

この規約は、令和元年 7 月 22 日より実施する。